



区報みなみ
10.1号

南区だより

広報ひろしま
市民の市政

南区の人口 / 141,969人 (1,006人減)
南区の世帯数 / 71,729世帯 (96世帯増)
令和3年8月末現在 (前年同月比)

P7・P8編集・南区役所区政調整課
〒734-8522 南区皆実町一丁目5-44
☎250-8933 ☎252-7179

広島市南区役所
<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/minamiku/>



みなみく3名花スイーツ

南区スイーツ委員会 加盟店紹介！



みなみく3名山スイーツ

今回は南区スイーツ委員会でお菓子の創作に協力している菓子店を紹介します。
園地域起こし推進課 (☎250-8935、☎252-7179)

南区スイーツ委員会

区内の菓子店、進徳女子高等学校国際食育デザイン科が協力して、南区にちなんでご当地スイーツの創作活動を行うなど、スイーツを通じて南区の魅力を発信しています。



西洋菓子カトル・フィユ
皆実町二丁目5-1 B1F
営業時間: 10:00~19:00
休不定休 ☎256-0714



パティスリーアニバーサリー
段原山崎三丁目2-3
営業時間: 10:00~19:00
休(火) ☎287-2380

10/10(日) ひろしま南区スイーツフェア開催！

12:00~17:00
陽エールエールA館エントランスプラザ
園ひろしま南区スイーツ委員会(地域起こし推進課☎250-8935)
※新型コロナウイルスの感染状況によっては、中止となる場合があります

●スイーツ販売

区内の菓子店と進徳女子高等学校が協力して創作した、「安芸小富士」「黄金山」「比治山」がモチーフの「みなみく3名山スイーツ」と、「ミモザ」「桜」「広島椿」がモチーフの「みなみく3名花スイーツ」などを販売します。

●フェイクスイーツ作り

紙粘土やスポンジを使って、手のひらサイズのフェイクスイーツを作ります。
定員: 先着100人
参加費: 500円
※小学生以下は、保護者同伴で参加してください
※キットを持ち帰り、自宅での作製も可能です

体験コーナーもあるよ！



クルル
皆実町六丁目18-29
営業時間: 10:00~19:30
※(土)・(日)は19:00まで
休(水) ☎254-8734



ルードゥメール
宇品海岸二丁目23-29
営業時間: 8:30~22:00
休(水) ☎251-9144



ケーキハウスアキリ
段原四丁目18-10
営業時間: 10:30~19:00
休(月)・(火) ☎261-8220

※営業時間等を変更する場合があります。詳しくは各店へお問合せください。

大人も楽しむ絵本の世界

翻訳絵本で心を広げよう

【講師】きじとら出版代表 絵本翻訳家・小島明子さん

子どもたちが新しい世界と出会い、他者との共感を育んでいく絵本。それは子どもを見守る大人の心にも豊かさや新鮮な驚きを届けます。本への愛情たっぷりのお話を聞きながら、個性豊かな絵本の世界をお楽しみください。(託児あり)

日10月11日(月)13:30~15:30
場仁保公民館
☎電話で10月10日(日)までに仁保公民館(☎281-1831)へ。先着20人
※託児希望は10月4日(月)まで。先着3人



アロマ Café コロコロロン作り

優しい香りで心と体のリズムを整えてみませんか。
お気に入りのパーストーンを入れて作ります。
ハーブティーも楽しめます。(託児あり)

【講師】ナード・アロマセラピー協会認定アロマ・アドバイザー・松田美智子氏

日10月27日(水)10:00~12:00
場仁保公民館
¥1,000円(材料費)
☎電話で10月20日(水)までに仁保公民館(☎281-1831)へ。先着20人
※託児希望は10月11日(月)まで。先着3人



第25回南区さざなみフェスティバル 舞台発表出演団体、展示作品、 文化サークル体験コーナー指導団体募集

区内で活動する文化サークルの皆さんが、一堂に会して成果を発表します

舞台発表

【対象】区内で活動している音楽、舞踊、演芸などの団体
【期日】来年2月5日(土)・6日(日)
【会場】区民文化センター・ホール

展示発表

【対象】区内で活動している団体・個人の美術、工芸、書、華道などの作品
【期日】来年1月4日(火)~3月27日(日)
【会場】同センター・2階ロビーか3階ギャラリー

体験コーナー

【対象】美術、工芸、華道、茶道、楽器演奏などを実技指導できる区内で活動している団体
【期日】来年2月5日(土)・6日(日)
【会場】同センター・美術工芸室など

※詳しくは、同センターや区内公民館で配布する募集要項をご覧ください
☎申込用紙に必要事項を記入し、10月26日(火)までに同センターへ。
園区民文化センター(☎251-4120、☎256-8811)

住宅用火災警報器の点検・交換を！

法令により、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられて今年で10年になります。火災による逃げ遅れを防ぐため、日頃から住宅用火災警報器の定期的な点検を行い、設置後10年を目安に交換しましょう。

南消防署では、住宅地を対象とした消防車による住宅用火災警報器の点検・交換についての呼びかけを行っています。ご理解とご協力をよろしくお願い致します。
園南消防署予防課予防係(☎261-5181)

